**平成２１年（フ）第２６７号**
兵庫県宝塚市南ひばりガ丘３丁目11番12―202号
債務者　正井　稔久
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第３２３号**
兵庫県伊丹市高台１丁目128番地　前田マンション102号、前住所兵庫県伊丹市西台２丁目７番21―304号
債務者　浜崎美代子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第３５５号**
兵庫県宝塚市中筋７丁目７番７―102号
債務者　氏丸　靖修（旧姓吉崎）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第７０８号**
兵庫県西宮市松山町13番８―202号
債務者　成田　松雄
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第７１５号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目13番19―103号
債務者　月本　　保
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第７３６号**
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目40番９号
債務者　川崎　清子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第７４５号**
兵庫県尼崎市立花町１丁目27番10―107号
債務者　森山　田石
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第７６６号**
兵庫県尼崎市道意町５丁目30番地の15
債務者　寛　　浩一
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第７８６号**
兵庫県西宮市山口町上山口３丁目21―41　１号棟103、住民票上の住所兵庫県西宮市山口町上山口2373番地ブライトコート北六甲203号
債務者　芝辻　アミ
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第７９５号**
兵庫県尼崎市浜田町３丁目８番地アーバンクリーク203号
債務者　中田　克吉
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第４４号**
徳島県阿南市那賀川町黒地685番地４
債務者　髙木　宏治
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２１年（フ）第５７号**
徳島県三好郡東みよし町中庄677番地　コーポラス川原８号室、前住所徳島県三好郡東みよし町西庄字横田26番地１　コーポ岩野
債務者　住釜香峰子（旧姓藤川）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２１年（フ）第６６６号**
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目５番10―207号
債務者　石橋　吉昭
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第９８９号**
北九州市小倉南区湯川新町４丁目20番７号
債務者　樫本　　愛
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１００９号**
北九州市八幡西区岩崎３丁目10番５号
債務者　中元　春義
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１０７０号**
北九州市小倉南区沼南町２丁目２番26―403号
債務者　國分　久美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部